

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 233 号）

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定及び行政文書開示決定における対象行政文書の特定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 18 年 9 月 18 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、環境生活部及び土木建築部に所属する職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）が広島県庁を用務先とした出張の記録として、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで（以下「本件対象期間」という。）の旅行命令簿、復命書及び自家用車等を当該出張用務に使用した際に作成する使用届などの書類の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、環境生活部及び土木建築部に所属する職員に係る旅行命令簿等について行政文書部分開示決定等を行った。この中で、広島県消防学校（以下「消防学校」という。）に所属する職員に係るものとして、消防学校の常勤職員が本件対象期間に広島県庁に出張した際の旅行命令（依頼）簿（以下「旅行命令簿」という。）及び復命書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、このうち旅行命令簿については行政文書部分開示決定（以下「本件処分 1」という。）を、復命書については行政文書開示決定（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 及び本件処分 2 を「本件処分」と総称する。）を行い、それぞれ平成 18 年 11 月 17 日付けで異議申立人に通知したほか、自家用車等を出張用務に使用した際に作成する使用届については、消防学校の常勤職員が本件対象期間に広島県庁に出張した際に作成する自家用車公務使用届を特定し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 12 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分について、本件対象文書以外に対象文書が存在するため、その開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、消防学校の職員が広島県庁に出張した際に作成した旅行命令簿及び復命書を開示したものであるが、平成 15 年 12 月 16 日（以下「特定日」という。）に「〇〇」（以下「特定職員」という。）が出張したことを記録している旅行命令簿等を開示しなかったものであることから、速やかに適正に開示するよう要求する。
- (2) なお、特定日に消防学校職員である特定職員が広島県庁に用務があるとして出張したことは、平成 18 年 7 月 14 日付け総総第 13 号による「異議申立てに対する決定について（通知）」の中においても次のように明記されている。その内容は、「異議申立人は、自らが指摘した特定車両（特定職員の所有車両である自動車登録番号が『〇〇』）に対する注意処分等に関する文書を念頭において開示請求を行ったものと考えられるが、広島県は、この車両についても県庁に用務があるということで駐車させたものであり、駐車場の目的外利用とは考えていなかったため、（後略）。」というものである。
- (3) 本件処分では、特定職員が平成 15 年度中に広島県庁へ出張したのは一回のみであり、その日程は平成 15 年 8 月 13 日であった。特定日に広島県庁に用務があったからこそ特定職員に外来者駐車場を利用させたとした総務室作成の公文書は、故意に偽装された虚偽文書である可能性があることから、その真偽を明らかにするためにも、本件処分に係る真実の行政文書を速やかに開示決定等するよう強く要求する。
- (4) 理由説明書によれば、特定日に特定職員が自家用車で広島県庁の外来者駐車場を利用したのであれば、出張の事実がないのであるから、特定職員は自己の用務のために広島県庁を訪れた可能性が考えられるが、そのことについて実施機関は関知するものではないと記述されている。
- (5) 「特定職員は自己の用務のために県庁を訪れた可能性が考えられる」とした根拠は不明であるが、〇〇総務室長によれば、特定日の夜間に広島県庁外来者駐車場に駐車していた「〇〇」の〇〇（以下「特定車両」という。）は、消防学校に勤務する職員の自動車であることを認めた上で、夜間の駐車について厳重に注意した旨の口頭説明があった。
- (6) 本件処分は、職員が自家用車を駐車していた事実を無視し、特定日は出勤簿へ押印したうえで通常勤務をしているにもかかわらず、出張命令はしていないという理由のみをもって、広島県庁への出張の記録となる旅行命令簿などが存在しないとの不当な処分を強行したものである。
- (7) 職員による駐車場の不正使用の事実を隠匿する目的か、あるいは、広島県総務室を擁護するためか、いずれにせよ、意図的に記録がないと偽装した本件処分に対して抗議するとともに、真実の記録を速やかに開示するよう要求する。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分において、本件対象文書は全て開示又は部分公開しており、それ以外に本

件請求の対象となる文書は存在しない。

異議申立人は、特定職員が特定日に広島県庁に出張していると主張しているが、そのような事実はないため、本件対象文書に、特定日に特定職員が広島県庁に出張したことに係る旅行命令簿及び復命書（以下「特定職員に係る文書」という。）が含まれていないのは当然のことである。

なお、異議申立書の記述のように特定日に特定職員が自家用車で広島県庁の外来者駐車場を利用したのであれば、出張の事実がないのであるから、特定職員は自己の用務のために広島県庁を訪れた可能性が考えられるが、そのことについて実施機関は関知するものではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、本件対象期間において、消防学校の常勤職員が広島県庁に出張した際の記録のうち旅行命令簿及び復命書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件対象文書以外に特定職員に係る文書がある旨主張しているため、以下、実施機関が本件対象文書のみを本件請求の対象として特定したことの妥当性について判断する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 特定職員に係る文書の存否について

特定職員に係る文書が作成される前提として、特定日に特定職員が広島県庁に出張した事実が必要であるが、実施機関は上記第4のとおりそのような事実はない旨説明する。

当審査会において、実施機関に別の開示請求に係る異議申立て事案（諮問（情）第234号）の対象とされた文書である特定職員の特定日を含む出勤簿の写しの提出を求め、その内容を見分したところ、出勤簿には、職員が出張した場合に当該出張日の「記入事項」欄に「出張」と記載されることになっているところ、特定職員の出勤簿の特定日の「記入事項」欄には、「出張」との記載はなかった。

よって、特定職員に係る文書が作成される前提となる事実が存在しないことから、特定職員に係る文書は存在せず本件対象文書に含まれないとの実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

#### (2) その他

異議申立人は、上記第3の2（2）、（3）及び（5）のとおり主張するが、総務室長は消防学校職員の出張を承認する立場にはなく、また、特定車両を駐車していた消防学校に勤務する職員は公務で広島県庁へ来庁していたとも限らないから、異議申立人の主張は採ることができない。

(3) 以上のことから、実施機関が本件請求に対し、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 1. 22	・ 諮問を受けた。
19. 2. 13	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 4. 17	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 5. 2	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 7. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 1. 26 (平成 29 年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 23 (平成 29 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授